

養育費について

福岡家庭裁判所

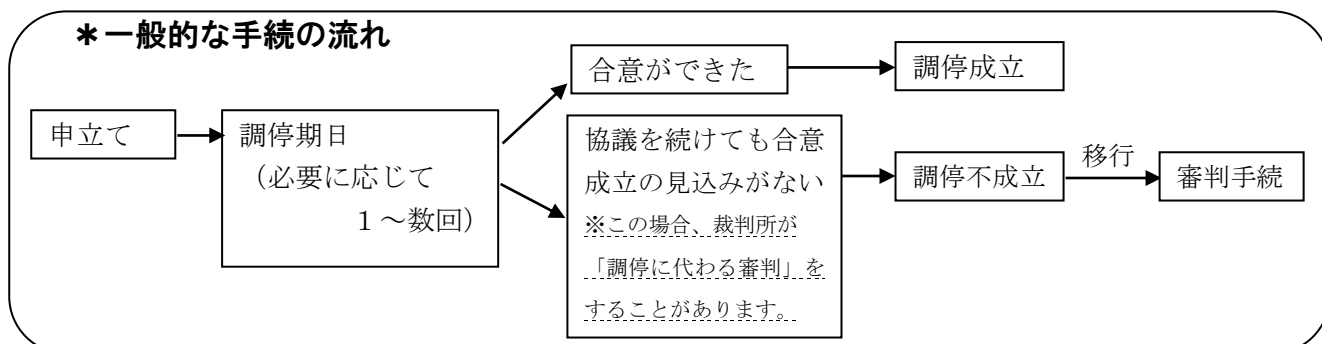
1 養育費について

子の父母は互いに協力して子を養育する義務があり、それぞれの経済力に応じて子の生活にかかる費用を分担しなければなりません。たとえ夫婦が離婚し、自らは親権者にならなかったとしても、子が自らと同程度の生活ができるように、非監護親が負担すべき費用のことを「養育費」といいます。

2 養育費の請求の調停・審判について

- (1) 調停とは、裁判官1人と調停委員2人以上で構成される調停委員会が、中立の立場で、お子さんの父母（以下「当事者」といいます。）から事情や意見を聴いて、お互いが納得して問題を解決できるように、助言や合意のあっせんをする手続です。
- (2) 当事者の一方が調停に出席されない場合、又は調停で協議をしても合意の見込みがないなどの場合には、調停委員会の判断により調停は不成立となります。その場合、申立人が申立てを取り下げない限り、自動的に「審判」という手続に移り、家庭裁判所が養育費の金額等を決定することになります。
- (3) 調停及び審判の手続は非公開です。

* 一般的な手続の流れ



3 家庭裁判所に提出する書類について

提出する書類は以下のとおりです。「進行連絡メモ」以外の書類は、他方当事者に読まれたりコピーを取られたりする可能性があることを前提として作成してください。

申立人（調停を申し込む人）の提出書類	相手方（調停を申し込まれた人）の提出書類
① 申立書…コピーを相手方に送ります。	次の①～④を、期日の2週間前までに返送してください。
② お子さんの戸籍謄本(全部事項証明書)	① 回答書(計2枚)
③ 事情説明書	② 進行連絡メモ
④ 進行連絡メモ	③ 送達場所の届出書
⑤ 送達場所の届出書	④ 収入に関する資料コピー(別紙参照)
⑥ 収入に関する資料コピー(別紙参照) 2部	2部

※ 前記以外に、提出書類がある場合は、他方当事者交付用も含めてコピー2部をご

準備ください。

4 調停の進行について

- (1) 当事者双方の待合室は別です。1回の時間は100分ほどで、申立人と相手方から交互に事情を聞き、期日の終了時に次回期日の調整や次回期日に向けて準備すべきことなどの確認を行います。
- (2) 調停では、調停委員が父母の収入や生活の状況等をお尋ねするなどした上で、双方の話し合いによって負担額を決めることとなります。通常、双方から所得資料等を提出してもらい、「算定表」を参考にしながら話し合いを進めます。

他方、審判では、所得資料等をもとに家庭裁判所が一切の事情を考慮して負担額等を決定します。

※ 養育費の算定表は裁判所ウェブサイトに掲載されています。

二次元バーコードはこちら→



- (3) 調停手続を通じて、他方当事者に書類（事件関係の主張書面及び裏付資料は除く。）や物品等を手渡してほしい等の要望があっても、裁判所ではこのような書類や物品等の授受の仲介は行いません。調停期日に上記のような書類や物品等を持参しないようご注意ください。
- (4) 調停期日の開始にあたり、ご本人であることを確認するために調停委員が住所や生年月日を尋ねたり、運転免許証等の提示を求めたりすることがあります。

5 養育費の支払について

調停又は審判で定められた内容は、確定判決と同様の効果を有します。したがって、養育費を支払うことが決まったのに、義務者が支払を行わない場合は、権利者への債務として蓄積され、権利者の申出によって「履行勧告」又は「強制執行」がされる可能性があります。

なお、養育費の支払義務は、調停や審判で定められた時期まで続きますが、収入の増減や病気等の大きな事情の変化があった場合には、増額・減額の調停又は審判の申立てが可能です。